

入札説明書

宇治田原町公共下水道事業 岩－４－５地区舗装本復旧工事

平成３０年６月

宇治田原町建設事業部上下水道課

入 札 説 明 書

宇治田原町公共下水道事業 岩－４－５地区舗装本復旧工事に係る工事入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 平成30年6月12日
- 2 契約担当者 宇治田原町長 西 谷 信 夫
- 3 担 当 課 宇治田原町建設事業部上下水道課
〒610-0255 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字末田2. 3番地
電話 (0774) - 88 - 3337

4 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宇治田原町公共下水道事業
岩－４－５地区舗装本復旧工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 工 事 番 号 30下第1号
- (3) 工 事 場 所 綴喜郡宇治田原町大字岩山 地内
- (4) 工 事 概 要 舗装本復旧一式
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 町道4の25号線 | As舗装t= 5cm A= 1,052㎡（夜間工事） |
| 町道4の34号線 | As舗装t= 5cm A= 398㎡（夜間工事） |
| | As舗装t= 5cm A= 267㎡（昼間工事） |
| 町道4の37号線① | As舗装t= 5cm A= 708㎡（昼間工事） |
| 町道4の37号線②、4の38号線 | As舗装t= 5cm A= 506㎡（昼間工事） |
- (5) 工 事 期 間 契約日の翌日から平成30年10月15日限り
- (6) 最低制限価格 設定あり。

5 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 平成30年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 確認申請書を提出するときに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるほ装工事に係る特定もしくは一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 京都府南部（京都市以南）に本社（本店）があること。
- (8) 経営事項審査（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第1項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう。）におけるほ装工事の総合評定値が800点以上であること。
- (9) ほ装工事に係る京都府等級がI以上であること。
- (10) 監理技術者又は主任技術者として「ほ装工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有

する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できること。

なお、配置する技術者は、国又は地方自治体（公団及び公社を含む）の発注で、平成20年度以降（過去10年間）に完工した「ほ装工事」に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成30年6月22日（金）から平成30年6月25日（月）までの
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法

確認申請書及び資格確認資料を3の場所に持参すること。（郵送提出は認めない。）

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

ウ 経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日が、入札告示日以前1年7月以内のものうち、直近のもの）

エ 京都府入札参加資格審査結果通知書の写し

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類（直前1営業年度分の証明書（写し可））

カ 確認資料

(3) 確認申請書及び資格確認資料の作成等

ア 提出書類は、A4版で作成し、1部提出すること。

イ 確認申請書は、別記様式1により作成すること。

ウ 同種工事の施工実績調書は、5の(10)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

エ 配置予定技術者調書は、5の(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び5の(10)に掲げる同種工事経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、施工に当たって、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。また、5の入札参加資格にある自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

オ 確認資料は、ウの同種工事の施工実績及びエの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る工事実績情報サービス（CORINS）の登録内容確認書（竣工登録一式）の写しまたは、契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。また、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

ウ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を

行うことがある。

7 確認申請書及び資格確認資料に関する質問

ア 質問

申請書等に対する質問がある場合は、平成30年6月25日（月）正午までに3の担当課に問い合わせること。

イ 回答

質問をした者に対し、随時回答する。

8 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない）まで
（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法 任意の様式による書面を提出場所に持参すること。郵送又は電送によるものは受付けない

(2) 説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧期間

平成30年6月12日（火）から平成30年7月11日（水）までの
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧方法等

3の場所で閲覧することができる。

なお、本件工事の入札参加要件を満たす者で、設計図書の入手を希望する者には、有償で配付するので、3の担当課に問い合わせること。また、宇治田原町のホームページ（ホームページアドレスは、<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>）に掲載しているので、ダウンロードすることができる。

10 設計図書に関する質問

(1) 設計図書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は任意）として提出すること。

ア 提出期限 平成30年7月4日（水）午後5時まで

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法 ファクシミリ（FAX 0774-88-4759）で提出すること。

(2) 質問に対する回答がある場合は、次により回答する。

ア 回答日 平成30年7月9日（月）

イ 回答方法 入札参加資格者に対しファクシミリで回答する。

11 入札手続等

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月12日（木）午後 1時30分

イ 場所 宇治田原町総合文化センター 3階 研修室1

(2) 入札の方法

入札者は、入札書及び工事費内訳書、入札参加資格の確認通知の写しを持参すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違っ

(4) 工事費内訳書

ア 入札時に工事費内訳書を入札書に同封して提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

ウ 工事費内訳書は指定された様式を使用し、記載内容は担当課が指示する工種等とすること。

なお、必要に応じ、詳細な工事費内訳書（金抜設計書の項目と一致した工事費内訳書）の提出を求める場合がある。

(5) 入札の回数

入札の執行回数は、2回までとする。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 6に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の脱落若しくは不明の入札又は金額を訂正した入札

キ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 工事費内訳書の提出がない者又は工事費内訳書の内容に不備がある者の行った入札

サ 入札事務担当職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）は、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、町の指名停止措置を行うことがある。

(8) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金

免除する。

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

宇治田原町暴力団排除条例（平成25年宇治田原町条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）

第10条第5項の規定による「誓約書」を本町が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

14 落札者の決定方法

(1) 宇治田原町財務規則（平成8年宇治田原町規則第10号）第112条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない

ない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16 契約書の作成

落札者は、落札決定を受けてから、5日以内に契約書を作成すること。ただし、5日後が閉庁日の場合は、5日後以降で直近の開庁日とする。

17 支払条件

（1）前払金

契約金額の4割以内の金額を限度として支払う。

（2）中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を限度として支払う。

（3）部分払金

1回部分払をする。

18 その他

（1）入札参加者は、本入札説明書、設計図書、仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。

（2）確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合、町の指名停止措置を行うことがある。

（3）無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。

（4）入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

（5）落札者は、6の（3）エの資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

（6）本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（7）暴力団排除条例第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。